

令和8年度 一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会
第1回臨時総会の結果について

1. 決議があったものとみなされた事項の内容

- ・ 議案第1号 理事の辞任に伴う役員を選任の件 . . . 承認
就任：宇都宮市議会 副議長 内藤良弘
近畿日本ツーリスト株式会社宇都宮支店 支店長 真方俊太郎
一般社団法人宇都宮青年会議所 理事長 飯塚正好
- ・ 議案第2号 「役員報酬等に関する規程」の改正の件 . . . 承認
第4条（報酬の額）の改正

2. 決議があったものとみなされた日

令和8年4月1日

令和8年度一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会 第1回臨時総会

議案第1号 理事の辞任に伴う役員の選任について

○ 提案の理由

一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会定款第26条第1項に定める任期満了前の理事の辞任に伴い、その後任となる役員の選任について、定款第23条第1項の規定に基づき、総会の承認を得る必要があることから審議いただくもの

1 役員候補者

(1) 理事候補者

| 辞任（前任者） | 就任（後任者） |
|--------------------------|-------------------------|
| 黒子 英明 | 内藤 良弘 |
| （宇都宮市議会 前副議長） | （宇都宮市議会 副議長） |
| 原野 健 | 真方 俊太郎 |
| （近畿日本ツーリスト(株)宇都宮支店 前支店長） | （近畿日本ツーリスト(株)宇都宮支店 支店長） |
| 佐藤 弘大 | 飯塚 正好 |
| （(一社)宇都宮青年会議所 前理事長） | （(一社)宇都宮青年会議所 理事長） |

（役員の選任）

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員以外から理事及び監事を選任することができる。

2 役員任期

後任者の任期は、定款第26条第2項に定める前任者の任期が満了する時までとし、「総会の承認日から令和8年度の通常総会の終結の時まで」とする。

（役員の任期）

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

議案第2号 「役員の報酬等に関する規程」の改正について

○ 提案の理由

一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会定款第22条第4項に定める常勤の理事である業務執行理事の処遇の変更のため、「一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会役員報酬等に関する規程」を改正する必要があることから、一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会定款第28条の規定に基づき、総会の承認を得る必要があることから審議いただくもの

1 役員報酬等に関する規程の内容

(1) 現行内容と改正案

| 現行 | 改正案 | | | | |
|---|---|----|-------------|------|-----------------|
| (報酬の額) 第4条 常勤の理事の報酬は、協会職員を対象とする給与及び旅費規程に規定する管理職の給料及び手当の例による。 | (報酬の額) 第4条 常勤の理事の報酬は、 <u>別表第1</u> で定めるほか、 <u>協会職員</u> を対象とする給与及び旅費規程（以下「 <u>協会給与及び旅費規程</u> 」という。）に規定する <u>管理職</u> の給料及び手当の例による。 別表第1（第4条関係） <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>給料月額 (円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>常務理事</td><td><u>247,840円</u></td></tr></tbody></table> | 区分 | 給料月額 (円) | 常務理事 | <u>247,840円</u> |
| 区分 | 給料月額 (円) | | | | |
| 常務理事 | <u>247,840円</u> | | | | |

(役員報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等に関する規程に従って支給することができる。